

県民生活・土木交通常任委員会 スポーツ振興特別委員会

- 1 開催日時 平成 29 年 1 月 20 日（金） 10 時 03 分～12 時 18 分
- 2 開催場所 議員室
- 3 説明員 県民生活部長および関係職員
- 4 議事の概要

1 新県立体育館整備基本計画（素案）について

委員からは、本事業の事業手法として県が P F I 方式の導入を検討していることについて、同方式で事業を実施した場合、一括発注や性能発注によって約 8 % の V F M（経費削減効果）が得られるとのことだが、当該事業への県内企業の参画や県内産材の使用を仕様書に盛り込もうとすると期待する効果が得られず、目標の削減率は達成できないのではないか、ほとんどの公共施設が従来方式（公設民営方式）で整備されている現状を踏まえて、なぜこの施設に P F I 方式を導入するのか、根拠も含めて丁寧に説明する必要がある、県は P F I 方式ありきで話を進めているが、まず P F I 方式と従来方式のメリットやデメリット、他府県での取り組み事例等の判断材料を基に、各々の方式を比較検討する必要がある、平成 36 年に開催される国体で新県立体育館を使用するという現実に鑑みたと、準備段階から直営方式より時間のかかる P F I 方式を採用することによってスケジュールがずれ込み、国体に間に合わないといったスケジュール面でのリスクが非常に懸念される、コスト削減の視点に加えて、時間的な部分でいかに縮減が図れるのかという視点も重要であり、コストと時間の両面での工程管理表を早急に提示されたい、また、本計画に係る議会での議論のあり方について、この件については、これまでスケジュールありきで進められている感が否めないことから、もっと時間的な余裕を持って、みんなが納得できるような形で物事を進める必要があると思う、については、今後も両委員会ですっかりと議論を行い、それを反映した上で計画の策定に当たられたい、などの意見等が出された。

2 プール整備にかかる意向照会結果について

委員からは、市町への意向照会の結果、プール整備に係る検討の意向を表明されたのは大津市のみであったことから、今後の対応として、大津市の回答を踏まえ、大津市との間で協議を進めていくとのことだが、飛込プールは整備しないなど、大津市か

らの回答は県の考え方と全く異なるものであり、他の市町との公平性の観点から、大津市からの回答については県の条件に合わない回答として取り扱うべきである、「プール整備の事業主体は市町」という県の提示した前提条件に対して、「県も事業主体となり市と共同で施設を整備されたい」と回答している大津市と、今回の回答をもって協議を行うというが、「県も事業主体となる」ということであれば、他の市町も整備の意向を示される可能性が考えられるので、この状況で大津市と協議を行うことは、他の市町との信頼関係を裏切ることになるのではないかと、大津市の回答は県の条件を受け入れたものではないのだから、整備意向は「なし」として扱うべきであり、まずは大津市に対して県の条件を受け入れる意向があるのか確認すべきである、今回の県の対応によって、市町との関係がぎくしゃくしないよう対応をお願いしたい、県の考え方との関係で、どこまで市町と話を詰めていくのか、もっと透明性を持って照会すべきではないか、国体の整備で市町に対して上限1億円という枠を設けている中で、プールのみ、こうした原則をはずすやり方を行うと、後で問題を生じるのではないかと、などの意見等が出された。



委員会に配付された資料

- 1 新県立体育館施設整備基本計画<素案>
- 2 新県立体育館施設整備基本計画(素案)【概要版】.
- 3 新県立体育館 VFM算定方法
- 4 PPP/PFIの推進に向けて
- 5 プール整備にかかる意向照会結果について